

竹原市学校給食配送業務委託仕様書

1 業務委託内容

(1) 年間業務日数

基準年間業務日数を200日とする。(1月につき平均17日前後。)

(2) 必要車両台数

3台

(3) 業務の概要

① 配送用トラックワゴンの清掃及び消毒

② 食器、食缶コンテナの積込、配送及び積降ろし(1日2便)

③ 食器及び食缶コンテナの回収(1日2便)

(4) 配送にかかる標準勤務時間

午前9時30分から午後3時30分

(5) 配送の対象となる受配校

別紙1のとおり

(6) 配送計画

別紙2のとおり(ただし、献立等の変更による配送時間の変更等に対応するものとする。)

(7) 契約期間

業務履行契約期間は、令和7年9月1日から令和12年8月31日までとする。ただし、この期間にかかわらず、契約を締結した日の属する年度の翌年度(以降)の歳出予算において、この契約に係る金額について縮減又は削除があった場合には、この契約を解除することがある。この場合において、受託業者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

(8) その他

前項までの規定に関わらず、給食業務の内容の変更により当業務の内容に変更の必要がある場合には、その都度協議するものとする。

2 業務委託料

当該月の履行について委託者の確認を受けた後、当該履行に係る委託料を翌月1日以降委託者に対して請求することができる。委託者は、その日から起算して30日以内に委託料を支払う。

委託料の額について、前項基準年間業務日数と実際の業務日数に差異が生じる場合、業務日数の増減に係る原因、日々の業務履行に係る直接的経費及び業務執行の有無によらない必要経費等を総合的に勘案し、委託者と受託者において委託料の増減について協議を行う。

3 配送車の条件

(1) 車両

受託者が取得又はリース契約したものとする。なお、故障などの場合の代替車につい

ては、その都度受託者が準備するものとし、配送業務に支障のないようにすること。

(2) 車両の規格

- ① 荷室内寸法：W 1,450×D 900×H 1,550 (mm) のコンテナを6台積載できること。
 - ② 積載量：最大2,904 kgを積載できること。
車両1台への最大積載量…食器・トレーを40名分積載した場合
コンテナ自重：190 kg、食器・トレー等：294 kg (最大積載量)
(190 kg + 294 kg) × 6台 = 2,904 kg
 - ③ 別冊1「学校施設のプラットホームの状況」において、適切な車両の進入かつコンテナの運搬が可能であること。
 - ④ 荷室内で、各コンテナを固定し、安定した配送が可能な構造であること。
 - ⑤ 別冊1「学校施設のプラットホームの状況」を確認の上、コンテナの積み降ろしのためリヤゲートに渡し板又は昇降用リフトを取り付けられていること。(コンテナサイズは「学校給食配送用コンテナ図面」参照)
 - ⑥ 車高3,000×車幅2,200×全長6,800 (mm) 以内であること。(荷室内最低必要寸法：車幅1,900×全長4,350 (mm))
- (3) 荷室外面はアルミ製、荷室内面は亜鉛鍍鋼板製など水分に強い材質であること。
- (4) 外面両サイドに「竹原市学校給食センター」の文字を表示すること。
- (5) 委託業務に使用する車両は、衛生管理上、他の目的に使用しないこと。
- (6) 車両の点検及び清掃
- ① 車両は、関係法令により定められた点検整備を確実に実施すること。点検の結果、修理の必要があると認められる場合は、早急に修理を行い配送業務に支障がないようにすること。
 - ② 車両の清掃は、別冊2「配送衛生管理マニュアル」を遵守し、常に清潔に保つこと。ただし、汚れが激しい場合は、その都度洗浄・消毒を行うこと。
 - ③ 点検及び清掃については業務日誌を作成し、センター所長の求めがあれば、提出すること。
- (7) 車両のその他の条件については、別冊1「学校施設のプラットホームの状況」をよく把握し整備すること。

4 運転手の条件

- (1) 運搬用車両運転の有資格者であり、心身とともに健康であること。
- (2) 労働安全衛生規則第44条に規定された定期健康診断を年1回以上受けること。
- (3) 市が指定する腸内細菌検査を、毎月2回(12日以上の間隔を開ける)受けていること。
検査項目：赤痢菌・サルモネラ・腸チフス・パラチフス
病原性大腸菌O-26・157
- (4) 運転手の定期健康診断及び腸内細菌検査結果は、随時センター所長に提出すること。
- (5) 運転手の氏名等はあらかじめセンター所長に報告すること。
- (6) 運転手は常に衛生管理に留意し、市が定める別冊2「配送衛生管理マニュアル」を遵

守すること。

- (7) 運転手は常に道路交通法を遵守し、安全な運搬を遂行するとともに、特に学校内においては、児童・生徒の安全を確保するよう細心の注意を払うこと。
- (8) 配送時の服装は、食品の取扱いに適した衛生的な服装であること。
- (9) 運転手は、事故等不測の事態の発生に備えて携帯電話等通信手段を常備し、連絡がとれる体制を確保すること。

5 受託者の負担費用

- (1) 従業員の給与、福利厚生等一切の人件費
- (2) 従業員の健康診断、腸内細菌検査等の費用
- (3) 従業員の服装に関する費用
- (4) 車両の取得及び装備のほかラッピング、修繕等に要する費用
- (5) 配送車と施設内の連絡に関する費用
- (6) 車両の燃料費、清掃その他運行に関する一切の費用
- (7) 事故に対する賠償の費用
- (8) その他諸経費

6 法令の遵守

受託者は、業務の執行にあたり学校給食法、食品衛生法、道路交通法、道路運送法、貨物自動車運送事業法、道路運送車両法、労働基準法、労働安全衛生法等の関係法令を遵守すること。

7 その他

- (1) 給食時間の変更があった場合には、配送計画の変更について柔軟な対応をすること。
- (2) 配送業務において事故のないよう十分注意を払うとともに、事故が発生した時には、直ちに適切な処理をとり速やかにセンター長に報告すること。
- (3) 配送業務における交通事故等については、受託者の責任とし、事故に係る損害賠償を十分補填できる任意保険に加入するとともに、その保険証書の写しをセンター所長に提出すること。
- (4) 受託者の責任によって給食が実施できなかった場合には、給食費の払い戻しについて受託者が負担すること。
- (5) 学校の統廃合に伴って、配送経路等が変更になる場合がある。
- (6) この仕様書に疑義が生じたとき、又は定めのない事項については、その都度委託者と受託者が協議して決定する。

学校給食受配校一覧表

期間 1 : 令和 7 年 9 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日

番号	学校名	住 所
1	大乘小学校	〒729-2313 竹原市高崎町 1 8 5 番地 7
2	竹原小学校	〒725-0023 竹原市田ノ浦二丁目 5 番 1 号
3	中通小学校	〒725-0012 竹原市下野町 3 4 6 9 番地
4	竹原西小学校	〒725-0021 竹原市竹原町 2 4 4 0 番地
5	東野小学校	〒725-0004 竹原市東野町 9 1 4 番地
6	莊野小学校	〒725-0002 竹原市西野町 2 0 2 5 番地
7	仁賀小学校	〒725-0005 竹原市仁賀町 1 2 8 0 番地
8	竹原中学校	〒725-0012 竹原市下野町 2 2 3 0 番地
9	賀茂川中学校	〒725-0004 竹原市東野町 9 1 4 番地 ※5 番と同住所
10	吉名学園	〒725-0004 竹原市吉名町 2 6 7 1 番地 1
11	忠海学園	〒729-2317 竹原市忠海東町三丁目 9 番 1 号

期間 2 : 令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 3 1 日

番号	学校名	住 所
1	竹原小学校	〒725-0023 竹原市田ノ浦二丁目 5 番 1 号
2	中通小学校	〒725-0012 竹原市下野町 3 4 6 9 番地
3	竹原西小学校	〒725-0021 竹原市竹原町 2 4 4 0 番地
4	東野小学校	〒725-0004 竹原市東野町 9 1 4 番地
5	莊野小学校	〒725-0002 竹原市西野町 2 0 2 5 番地
6	仁賀小学校	〒725-0005 竹原市仁賀町 1 2 8 0 番地
7	竹原中学校	〒725-0012 竹原市下野町 2 2 3 0 番地
8	賀茂川中学校	〒725-0004 竹原市東野町 9 1 4 番地
9	吉名学園	〒725-0004 竹原市吉名町 2 6 7 1 番地 1
10	忠海学園	〒729-2317 竹原市忠海東町三丁目 9 番 1 号

期間 3 : 令和 9 年 4 月 1 日～令和 1 2 年 8 月 3 1 日

番号	学校名	住 所
1	竹原小学校	〒725-0023 竹原市田ノ浦二丁目 5 番 1 号
2	中通小学校	〒725-0012 竹原市下野町 3 4 6 9 番地
3	竹原西小学校	〒725-0021 竹原市竹原町 2 4 4 0 番地
4	竹原中学校	〒725-0012 竹原市下野町 2 2 3 0 番地
5	吉名学園	〒725-0004 竹原市吉名町 2 6 7 1 番地 1
6	忠海学園	〒729-2317 竹原市忠海東町三丁目 9 番 1 号
7	(仮称)賀茂川学園	〒725-0004 竹原市東野町 2 0 5 1 番地 1
8	(仮称)仁賀分校	〒725-0005 竹原市仁賀町 1 2 8 0 番地

学校給食配送業務委託配送計画

1 令和7年度

種別	回数	1号車	2号車	3号車
配 送	第1便 (食器)	10:25 給食センター発 ↓ 10:33 竹原西小学校 (10:37 発) ↓ 10:44 中通小学校 (10:48 発) ↓ 10:56 給食センター着	9:55 給食センター発 ↓ 10:01 竹原小学校 (10:05 発) ↓ 10:17 大乘小学校 (10:21 発) ↓ 10:34 忠海学園 (10:38 発) ↓ 11:05 給食センター着	10:00 給食センター発 ↓ 10:09 竹原中学校 (10:13 発) ↓ 10:28 荘野小学校 (10:32 発) ↓ 10:53 給食センター着
	第2便 (食缶)	11:05 給食センター発 ↓ 11:13 竹原西小学校 (11:17 発) ↓ 11:24 中通小学校 (11:28 発) ↓ 11:43 吉名学園(11:47 発)	11:10 給食センター発 ↓ 11:16 竹原小学校 (11:20 発) ↓ 11:32 大乘小学校 (11:36 発) ↓ 11:49 忠海学園着	11:00 給食センター発 ↓ 11:09 竹原中学校 (11:13 発) ↓ 11:23 東野小/賀茂川中 (11:27 発) ↓ 11:35 荘野小学校 (11:39 発) ↓ 11:50 仁賀小学校着
回 収	第1便 (食器)	13:40 竹原西小学校発 ↓ 13:48 給食センター着	13:35 忠海学園発 ↓ 13:48 大乘小学校 (13:52 発) ↓ 14:07 給食センター着	13:25 仁賀小学校発 ↓ 13:35 荘野小学校 (13:39 発) ↓ 13:47 東野小/賀茂川中 (13:51 発) ↓ 14:05 給食センター着
	第2便 (食缶)	13:53 給食センター発 ↓ 14:01 中通小学校 (14:05 発) ↓ 14:20 吉名学園 (14:24 発) ↓ 14:39 給食センター着	14:12 給食センター発 ↓ 14:18 竹原小学校 (14:22 発) ↓ 14:28 給食センター着	14:14 給食センター発 ↓ 14:23 竹原中学校 (14:27 発) ↓ 14:36 給食センター着

※ 学校の行事等により変更する場合があります

※ 各学校での作業終了後の出発時刻は、およその目安とする

※ 道路交通法その他の関係法規等を遵守し、安全な運転に努めるものとする

2 令和8年度

種別	回数	1号車	2号車	3号車
配送	第1便 (食器)	10:25 給食センター発 ↓ 10:33 竹原西小学校 (10:37 発) ↓ 10:44 中通小学校 (10:48 発) ↓ 10:56 給食センター着	9:55 給食センター発 ↓ 10:01 竹原小学校 (10:05 発) ↓ 10:30 忠海学園 (10:34 発) ↓ 11:00 給食センター着	10:00 給食センター発 ↓ 10:09 竹原中学校 (10:13 発) ↓ 10:28 荘野小学校 (10:32 発) ↓ 10:53 給食センター着
	第2便 (食缶)	11:05 給食センター発 ↓ 11:13 竹原西小学校 (11:17 発) ↓ 11:24 中通小学校 (11:28 発) ↓ 11:43 吉名学園(11:47 発)	11:10 給食センター発 ↓ 11:16 竹原小学校 (11:20 発) ↓ 11:45 忠海学園着	11:00 給食センター発 ↓ 11:09 竹原中学校 (11:13 発) ↓ 11:23 東野小/賀茂川中 (11:27 発) ↓ 11:35 荘野小学校 (11:39 発) ↓ 11:50 仁賀小学校着
回収	第1便 (食器)	13:40 竹原西小学校発 ↓ 13:48 給食センター着	13:35 忠海学園発 ↓ 14:03 給食センター着	13:25 仁賀小学校発 ↓ 13:35 荘野小学校 (13:39 発) ↓ 13:47 東野小/賀茂川中 (13:51 発) ↓ 14:05 給食センター着
	第2便 (食缶)	13:53 給食センター発 ↓ 14:01 中通小学校 (14:05 発) ↓ 14:20 吉名学園 (14:24 発) ↓ 14:39 給食センター着	14:12 給食センター発 ↓ 14:18 竹原小学校 (14:22 発) ↓ 14:28 給食センター着	14:14 給食センター発 ↓ 14:23 竹原中学校 (14:27 発) ↓ 14:36 給食センター着

※ 学校の行事等により変更する場合がある

※ 各学校での作業終了後の出発時刻は、およその目安とする

※ 道路交通法その他の関係法規等を遵守し、安全な運転に努めるものとする

3 令和9年度以降

種別	回数	1号車	2号車	3号車
配 送	第1便 (食器)	10:25 給食センター発 ↓ 10:33 竹原西小学校 (10:37 発) ↓ 10:44 中通小学校 (10:48 発) ↓ 10:56 給食センター着	9:55 給食センター発 ↓ 10:01 竹原小学校 (10:05 発) ↓ 10:30 忠海学園 (10:34 発) ↓ 11:00 給食センター着	10:30 給食センター発 ↓ 10:39 竹原中学校 (10:43 発) ↓ 10:52 給食センター着
	第2便 (食缶)	11:05 給食センター発 ↓ 11:13 竹原西小学校 (11:17 発) ↓ 11:24 中通小学校 (11:28 発) ↓ 11:43 吉名学園(11:47 発)	11:10 給食センター発 ↓ 11:16 竹原小学校 (11:20 発) ↓ 11:45 忠海学園着	11:00 給食センター発 ↓ 11:09 竹原中学校 (11:13 発) ↓ 11:29 (仮称)賀茂川学園 (11:33 発) ↓ 11:48 (仮称)仁賀分校着
回 収	第1便 (食器)	13:40 竹原西小学校発 ↓ 13:48 給食センター着	13:35 忠海学園発 ↓ 14:03 給食センター着	13:25 (仮称)仁賀分校発 ↓ 13:40 (仮称)賀茂川学園 (13:44 発) ↓ 14:04 給食センター着
	第2便 (食缶)	13:53 給食センター発 ↓ 14:01 中通小学校 (14:05 発) ↓ 14:20 吉名学園 (14:24 発) ↓ 14:39 給食センター着	14:12 給食センター発 ↓ 14:18 竹原小学校 (14:22 発) ↓ 14:28 給食センター着	14:14 給食センター発 ↓ 14:23 竹原中学校 (14:27 発) ↓ 14:36 給食センター着

※ 学校の行事等により変更する場合があります

※ 各学校での作業終了後の出発時刻は、およその目安とする

※ 道路交通法その他の関係法規等を遵守し、安全な運転に努めるものとする